

公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編)(平成15年3月)対応追補

頁	編	章・節・項	電気設備改修工事共通仕様書(平成13年版)	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成15年3月)
共通			共通仕様書	標準仕様書
共通			改修工事共通仕様書	改修工事標準仕様書
共通			改修共仕	改修標準仕様書
共通			国土交通省大臣官房官庁営繕部の建築工事共通仕様書	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
共通			建築改修工事共通仕様書	改修標準仕様書(建築工事編)
共通			機械設備工事共通仕様書	標準仕様書(機械設備工事編)
共通			電気設備工事標準図	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
3	1	1.1.2	(1)・・・監督職員をいい、請負者に通知された総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。	(1)・・・監督職員、監督員及び監督官をいう。
5	1	1.1.4	登録内容についてあらかじめ監督職員に報告し、・・・	登録内容についてあらかじめ監督職員に確認を受けた後に、・・・
5	1	1.1.4	(1)(2)(3)・・・10日以内	(1)(2)(3)・・・10日以内(ただし、土、日曜日及び祝日等は除く。)
				なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。
5	1	1.1.5	(a)書面を提出する場合の書式は、	(a)書面を提出する場合の書式(提出部数を含む。)は、
5	1	1.1.9	工事の一時停止が	工事の一時中止が
9	1	1.3.5	(a)・・・を遵守し・・・保身に努める。	(a)・・・によるほか・・・保身に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再生資源化に努める。
10	1	1.3.9	(a)・・・建物等の内外の	(a)・・・当該工事に関する部分の
15	1	1.9.1	(f)・・・再生資源の利用の促進に関する法律、・・・	(f)・・・建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、・・・
16	1	1.11.1	完成図等	1.11.1 完成時の提出図書
16	1	1.11.1	(b)	1.11.2 完成図
17	1	1.11.1	(b)(3)陽画複写図(3部)	(b)(3)陽画複写図(2部)
17	1	1.7.1	(c)	1.7.3 保全に関する資料
17	1	1.7.1	(c)提出部数は3部とする。	(c)提出部数は2部とする。
32	2	2.1.1	(g)耐火ケーブル相互及び耐熱ケーブル相互の接続は、消防予第123号(平成10年7月31日)「耐火電線等に係る接続工法の取扱いについて」による。	(g)耐火ケーブル相互及び耐熱ケーブル相互の接続は、関係法令に適合したものとする。
40	2	2.1.15	(6)制御回路の確認	(6)削除
72	2	2.16.3	(1)・・・プレートに・・・	(1)・・・プレート等に・・・
96	4	2.3.1	(3) 注意標識等は条例により設ける。	削除